

## 国民年金保険料を納付できるスマートフォン決済アプリ

国民年金保険料の納付は、スマートフォンアプリを使用した電子決済を利用できるようになりました。

時間や場所にとらわれることなく、スマートフォンからアプリを利用し、自宅などで納付手続きができます。ぜひご利用ください。

### 「スマホ決済」対応アプリ

- ・ au PAY
- ・ d 払い
- ・ PayB
- ・ PayPay
- ・ 楽天ペイ

※各決済アプリの使用方法などは、事業者にお問い合わせください。



### 「スマホ決済」利用方法

#### 必要なもの

- ・ 国民年金保険料納付書
- ・ スマートフォン
- ・ 決済アプリ

バーコードが印字されていない納付書は利用できません。

#### 決済の流れ

- ① 決済アプリを開き氏名、生年月日などを登録する
- ② 納付書に印字されているバーコードを読み取る
- ③ 決済内容を確認する
- ④ パスワードを入力する

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

問 熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144

健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113



## 児童手当「現況届」の提出は原則不要です

次のいずれかに該当する人を除き、現況届の提出は原則不要です。

### 現況届の提出が必要な人

- ・ 住民票の住所地が益城町と異なる人
- ・ 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・ 未成年後見人(法人)、施設等の受給者
- ・ その他、町から提出の案内があった人

### 受給者が公務員の場合

勤務先から児童手当が支給されます。  
公務員になった／公務員でなくなった／勤務先の官署に変更があった場合は、その翌日から **15 日以内**に、現住所の市町村と勤務先に届け出・申請をしてください。申請が遅れると、原則、**遅れた月分の手当が受けられなくなります。**

### 次の変更があった場合、届け出を

- ・ 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象児童がいなくなったとき**
  - ・ 受給者／配偶者／児童の**住所か氏名の変更**(他市町村や海外への転出を含む)
  - ・ 共に児童を養育する**配偶者を有するに至った、または配偶者がいなくなった**
  - ・ 受給者の加入する**年金の変更**
  - ・ 離婚協議中の受給者が**離婚したとき**
  - ・ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から**「父母指定者」の指定を受けるとき**
- ※必要な届け出が遅れたために過払いが発生した場合、返還義務が発生します。

問 こども未来課 子育て支援係  
☎ 286 - 3117

